

# 高圧検針（計量）日程 分散化について

関西電力送配電株式会社  
ネットワークサービスセンター

（2018年2月お知らせ済 再掲）

# 高圧検針（計量）日程分散化の概要

## ○ 検針（計量）日程分散化の概要

- 検針日  
実際に検針を行う日。料金の算定を行う基準日となります。
- 計量日  
記録型計量器により電力量または最大需要電力が記録される日となります。  
高圧の場合、料金算定期間は計量日の0時～次回計量日の前日24時までとなります。

- 関西電力管内において、高圧実量制のお客さまの計量日は地域により、毎月1～5、8～12、15～19、22～24日の18日間に分割しております（6,7,13,14,20,21日の計量日はございません。）。
- 弊社営業部門を除く小売電気事業者さまとの託送契約に関して、平成28年4月の新制度開始に合わせて日程の分散化を予定しておりましたが、小売電気事業者さまからのご要望や弊社システム面等を考慮し、当面の間、高圧実量制のお客さまの計量日は、供給者変更の際に毎月1日へ繰上げする対応を継続することと致しました。
- 昨今の託送契約数増加や今後の自由化進展を鑑みますと、計量日を毎月1日とし続ける事は業務運営上困難となる為、**平成30年10月1日以降**にお申込みいただく託送契約につきまして、日程の分散化を開始する事と致しました。  
(平成30年9月までにお申込みされた平成31年2月以降の託送契約につきましても分散日程としてお取り扱いさせていただきます。)
- 既存の01日程繰上げ済みで遠隔検針が可能なお客さまの計量日につきましては、当面の間据え置きすることと致します。

## ○ 供給者変更時の検針（計量）日の取扱い

		検針（計量）日の取扱い
特別高圧・ 高圧500kW以上	供給側	「1日」のみ
	受電側	
高圧500kW未満	供給側	「分散」→「1日」へ繰上げ（平成30年9月申込まで） 「分散」→「分散」（平成30年10月申込から）
	受電側	「分散」→「1日」へ繰上げ（平成31年4月までを予定） 「分散」→「分散」（平成31年5月からを予定） ※詳細が確定いたしましたら、別途ご連絡いたします
低圧	供給側	「分散」のみ
	受電側	

# 高圧検針（計量）日程分散化の取扱い詳細

## ○ H30.10以降の検針（計量）日の取扱いについて

分類	項目	変更	備考
ご契約内容変更	ご契約内容変更による検針日程の変更	変更あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約内容変更（協議制⇔実量制への変更・部分供給契約・自家補契約など）による、検針日程の繰上げ、変更がございます。</li> </ul>
供給者変更	供給者変更に伴う検針日程の変更	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給者変更に伴う繰上げ検針申出につきましては、ご容赦願います。（入札分も含みます。）</li> <li>平成30年10月1日以降、スイッチング支援システム等での各種お申込み時に日程「繰上げ」をご選択いただいても「分散」としてお手続きを実施させていただきます。平成30年9月までにお申込みされた平成31年2月以降の託送契約につきましても同様の取扱いさせていただきます。</li> <li>発電者さまの買取先変更における検針日程の分散化は平成31年5月を予定しております（詳細が確定いたしましたら、別途ご連絡いたします。）。</li> </ul>
繰上げ済み地点	検針日程の取扱い	原則継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、繰上げ検針分について分散日程へ変更を希望される場合は、個別にご相談を承ります。</li> <li>計器の通信ができず、現地検針に伺っている地点につきましては分散日程への変更を予定しております。実施時期・方法については詳細が決定次第ご案内させていただきます。</li> </ul>

注) 地域の検針日が変更になる場合は日程を変更いたします。その際は、事前に日程変更のご連絡を小売電気事業者さまへ行います。

## ○ 契約書（地点明細表）の更改について

- 契約書（地点明細表）の更改につきましては現行と同様、毎月1回月末と致します。
- 更改対象は当月2日～翌月1日付けの異動分を対象と致します。
- 地点明細表の更改は現行と同様、託送HPでのやり取りを継続致します。

# 供給地点特定番号による計量日程確認方法

## ■ 供給（受電）地点特定番号の構成について

供給（受電）地点特定番号とは、電気の供給地点（受電地点）を特定するために、全国一律で付番される22桁の番号です。供給（受電）地点特定番号の構成につきましては、以下をご確認ください。

固定			個別（お客さま番号と同一）														個別			予備	
0	6	1	弊社請求書等の帳票に記載のお客さま番号14桁（日程+所+番号）をあてはめてください														※ A	※ B	※ C	0	※ D

エリアコード  
関西「06」

低圧「0」  
高圧「1」

「0」で固定

供給地点特定番号の上4.5桁目が計量日を示しております。  
「01」ならば毎月1日、「24」ならば毎月24日となります。  
**供給者変更時の異動月日は計量日付けにてお願いいたします。**

### 参考：特高・高圧分下5桁以降の表記

※A	電圧区分	特高：「1」、高圧500kW以上：「2」、高圧500kW未満：「3」 臨時特高：「4」、臨時高圧500kW以上：「5」、臨時高圧500kW未満：「6」
※B	※Aが同一の分類の場合	※Aの分類が同一で、複数の接続送電サービスメニューが存在する場合：「0、1、2…」
※C	供給受電区分	供給側：「0」、受電側：「9」
※D	供給形態（契約区分）	全量供給：「0」、部分供給：「9」、総合契約：「1」 (部分供給開始の場合は繰り上げ検針となりますので異動月日は1日となります。)

# (高圧以上) 接続供給契約 お申込み締切日について

## ○ 締切日の設定方法について

- 18個の日程 (01.02.03.04.05.08.09.10.11.12.15.16.17.18.19.22.23.24) を 4群 (01~05、08~12、15~19、22~24日程) に分割し、お申込の締切日を設定致します。
- 申込期日表は日程群ごとに弊社HPへアップする予定です。
- 供給者変更のお申込みは「計量日付」にてお願いいたします (例: 「05」であれば1/5、2/5、3/5、……12/5)
- 供給側事前検討のないお客さまについては、標準的な工期「5週間」に事務手続き・技術検討期間「2週間」を加えた「7週間」(35営業日)を下図の締切基準日から起算して確保し、申込締切日とさせていただきます。



## ○ 弊社HPへアップする予定「申込期日表 (全日程一覧、日程群別)」

接続供給契約の申込期日 (事前検討なし、全日程一覧)

関西電力 送電サービスセンター

平成30年1月31日 作成

接続供給開始月	供給側事前検討なし			
	01~05日程	08~12日程	15~19日程	22~24日程
H30.10				
H30.11				H30.10.04 (木)
H30.12	H30.10.15 (月)	H30.10.22 (月)	H30.10.29 (月)	H30.11.05 (月)
H31.01	H30.11.09 (金)	H30.11.13 (火)	H30.11.19 (月)	H30.11.27 (火)
H31.02	H30.12.07 (金)	H30.12.14 (金)	H30.12.20 (木)	H30.12.26 (金)
H31.03	H31.01.10 (木)	H31.01.18 (金)	H31.01.25 (金)	H31.01.31 (木)
H31.04	H31.02.08 (金)	H31.02.18 (月)	H31.02.25 (月)	H31.03.04 (月)
H31.05	H31.03.12 (火)	H31.03.15 (金)	H31.03.25 (月)	H31.04.01 (月)

接続供給契約および供給側事前検討ありの代表的申込期日

関西電力 送電サービスセンター

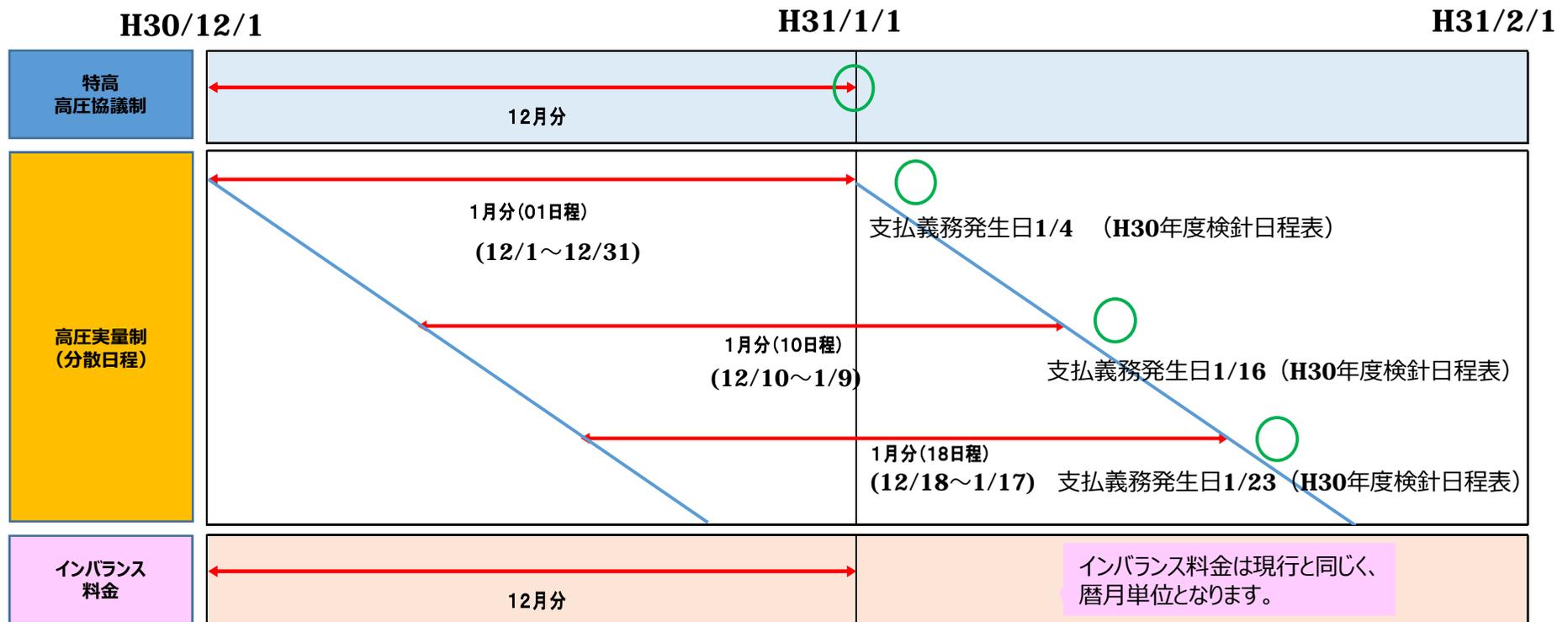
01~05日程

平成30年1月31日 作成

接続供給開始日	供給側事前検討あり	供給側事前検討あり				供給側事前検討申込
		工期1.2週間	工期7週間	工期5週間	工事なし	
H30.10.01 ~05						
H30.11.01 ~05					H30.10.12 (金)	
H30.12.01 ~05	H30.10.15 (月)		H30.10.05 (金)	H30.10.22 (月)	H30.11.12 (月)	H30.10.02 (火)
H31.01.01 ~05	H30.11.09 (金)	H30.09.27 (木)	H30.11.02 (金)	H30.11.16 (金)	H30.12.10 (月)	H30.10.30 (火)
H31.02.01 ~05	H30.12.07 (金)	H30.10.25 (木)	H30.11.30 (金)	H30.12.14 (金)	H31.01.11 (金)	H30.11.27 (火)
H31.03.01 ~05	H31.01.10 (木)	H30.11.21 (木)	H30.12.28 (金)	H31.01.18 (金)	H31.02.08 (金)	H30.12.25 (火)
H31.04.01 ~05	H31.02.08 (金)	H30.12.20 (木)	H31.02.01 (金)	H31.02.18 (月)	H31.03.11 (月)	H31.01.29 (火)
H31.05.01 ~05	H31.03.12 (火)	H31.01.28 (月)	H31.03.05 (火)	H31.03.19 (火)	H31.04.10 (水)	H31.02.28 (木)

# 契約開始（廃止）月日、料金算定期間

- 分散日程対象につきましては、毎月検針日に計量日指示確認を行い、接続料金の算定を行います。
- 確定使用量MSGは、原則、各日程の算定期間分の提供を行います。
- 日程変更を行った地点の算定期間は、各日程の算定期間の日数を上回る、または下回る場合があります。
- 算定完了後、日程ごとに請求をさせていただきます（低圧と同様）。
- 支払義務発生日は日程ごとの検針日により異なります。
- インバランス料金に関しましては、現行と同様に暦月単位の算定で変更はありません。



凡例：  
 料金算定期間 ←→  
 支払義務発生日 ○

以上